



梅雨の候、平間・東地区の土地区画整理事業の権利者の皆様方には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、事業の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、3月24日（金）の換地処分の公告のあと、法務局において直ちに土地区画整理事業に関する土地や建物の登記事務に着手していただきました。

今回のかかわら版では、登記に関する注意事項や、清算金の交付・徴収に係る今後のスケジュール等についてお知らせいたします。

## 1. 登記簿等について

3月24日の換地処分の公告のあと、法務局において作業が進められていた登記簿等の書き替え作業について、この度 作業が完了したとの連絡をいただきました。

※ 保留地については、現時点では長崎市の名義の登記となっております。引き続き保留地を購入いただいた方への名義変更に着手いたしておりますので、もうしばらくお待ちください。手続きが終了次第改めてご案内申し上げます。

これに伴い、保留地を除いて、土地や建物に関する登記手続きが可能となりましたのでお知らせいたします。

※ 登記簿等の書き換えは、「表題部（土地の表示）」のみです。  
「権利部（所有権に関する事項）」や「権利部（所有権以外の権利に関する事項）」などに記載の権利者の住所等については、必要に応じて所有者が行うこととなっておりますので、ご注意願います。

※ 合筆の有無により土地の権利書にあたる取り扱いが下表のとおりとなりますので、ご注意願います。

換地処分前後の筆の数		土地の権利書の取り扱い
換地処分前	換地処分後	
1筆	1筆	現在ご所有の「登記済証」（権利書）をそのままご利用できます。
1筆	2筆以上	
2筆以上	1筆	新たに「登記識別情報通知書」が作成され、今回 同封いたしておりますので、大切に保管の上 従来の「登記済証」（権利書）に替えてご利用ください。

※ 「登記識別情報通知書」には、本人確認のため法務局から発行されたパスワードが記載（被覆部分）されていますので、第三者に盗み見られないよう大切に保管してください。



## 2. 清算金に係るスケジュールについて

住所変更や清算金分割納付申請など関連の手続きにご協力賜り、心から感謝申し上げます。さて、清算金の交付・徴収までの今後のスケジュールについて、下記のとおりお知らせいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

また、清算金の交付や徴収の納付にかかるお知らせについては、その都度お知らせいたしますので、合わせてよろしくお願い申し上げます。

### 【スケジュール(予定)】

時 期	内 容
7月末まで	交付清算金受取者の変更、徴収清算金重畳的債務希望者手続き
9月頃	交付清算金対象者；交付決定通知書及び市への請求書（様式）の送付 徴収清算金対象者；納入通知書の送付（一括払の方、分割払の1回目）
10月以降	交付清算金対象者；請求書を受領後、支払手続きに入ります 徴収清算金分割納付対象者； 2回目以降の納入通知書を随時送付します

### 【お願い】

清算金の受領者や支払者の変更・相続等がありましたら、まずは、東長崎土地区画整理事務所（095-839-5381）にご連絡ください。

### ※必要となる手続き

- ア 清算金（交付）を受け取る方を変更される場合  
提出物：**清算金債権の譲渡届出書**（印鑑登録証明書添付）
  - イ 相続が発生した場合
    - (ア) 清算金が**交付**の権利者様に相続が生じた場合（随時）  
提出物：**清算金債権の承継届出書**（印鑑登録証明書添付）
    - (イ) 清算金が**徴収**の権利者様に相続が生じた場合（随時）  
提出物：**清算金債務の承継届出書**（印鑑登録証明書添付）
  - ウ 清算金（徴収）の納付について重畳的債務を希望される場合  
提出物：**重畳的債務の引受け承認申請書**（契約書等契約内容が分かる書類添付）
- ※詳しくは、かわら版No.57をご覧ください。

◎ 手続きのための様式は、下記ホームページでダウンロードできるほか、東長崎土地区画整理事務所に準備していますので、お問い合わせください。

(市ホームページ)

東長崎土地区画整理事業



<https://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/660000/669002/index.html>



## 3. その他

◎ 保留地をご購入された方には、改めてご案内を送付させていただきますので、よろしくお願い致します。

長崎市まちづくり部 東長崎土地区画整理事務所  
〒851-0133 長崎市矢上町 40 番 28 号  
☎ 095-839-5381 ☎ 095-837-1046

